

当初・変更

工事執行機関 41360 南会津建設事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項				契約	令和3年2月17日	
工事番号	20-41360-0290		工 事 名	積算業務委託（道整・補助）			着工	令和3年2月17日
入札執行年月日		令和3年2月12日		発注種別	90 その他		完成	令和3年5月7日
審 議 番 号		公所	000000	本庁				
路線・河川名		国道１２１号（下郷田島バイパス）					予 定 価 格	
工事箇所 自		南会津郡南会津町長野地内					2,535,500	
至		（仮）６号橋						
工 事 概 要		積算業務 N＝１件						

業 者 コー ド 業 者 名	落 札 者 の 住 所		
	入 札 額 及 び 再 入 札 額		落札額（契約額）
900013050 一般財団法人 ふくしま市町村 支援機構	福島市 中町7－17		
	(1) 2,120,000	(2)	2,332,000
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	
	(1)	(2)	
	(3)	(4)	

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。

※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

今回委託を行おうとする業務は、下記 1 の工事の積算である。

この業務について、下記 2 により委託しようとするものであるが、当該契約に当たっては、下記 3 以下に記載の理由のとおり、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当すると共に、県財務規則施行通達第 269 条関係 1－(3)に定める「契約の内容又は性質上、二人以上の者から見積書を徴することが困難又は不適當であるとき」に該当することから、単独見積による随意契約としたい。

記

1 工事概要

- (1) 工 事 名 積算業務委託（道整・補助）
- (2) 路 線 名 国道 121 号（下郷田島バイパス）
- (3) 工事箇所名 南会津郡南会津町長野地内 （仮）6 号橋

2 委託を行おうとする理由

「うつくしま行財政改革大綱」に基づき、定員削減などの行財政改革を進めている中であって、土木部の執行体制上、積算業務の一部を外部委託することが必要である。

3 随意契約の理由

(1) 積算業務の性格

- ①積算業務を行うに当たっては、県が定める「標準積算基準」によることを基本としているが、必要に応じては国や公的機関が定める「積算基準」を参考とすることや、見積を収集し新たに基準を作成しなければならないことがあるなど、当該時点における積算基準に関する知識と情報を熟知していることが求められる。
- ②積算業務は、経験や現場状況に基づく工法の選定なども含めた総合技術であり、特に特殊な工事の積算については高度な技術力、ノウハウの蓄積が必要である。
- ③発注者業務を代替・補完する業務であり、中立性、正確性が求められる。

(2) 当該工事の特殊性

この積算業務の対象は橋梁下部工事であるが、その中の杭基礎、鋼矢板締切の積算に当たっては、歩掛の調整作業や単価の決定等が複雑となり、積算に関する豊富な知識、経験が必要である。

4 単独見積の理由及びその相手方

財団法人ふくしま市町村建設支援機構は、長年にわたり、県の業務を補完・代替する公的機関として積算業務に携わっており、当該業務を処理する知識や経験、技術を備えると認める県内唯一の機関である。